

令和3年12月20日（月）

危機管理課 危機管理グループ

ダイヤルイン：087-832-3183

「災害発生時における安否不明者の氏名等公表基準」 の策定について

災害発生時に、県や市町、警察のほか防災関係機関が緊密に連携し、県民の命を守ることを最優先に迅速かつ円滑に災害対応を実施するため、**別添**のとおり、災害発生時における安否不明者の氏名等公表基準を定めました。